

国税通則法の改正～税務調査手続き、更正の請求期間の延長等について～

平成 23 年 12 月「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が公布された。

平成 23 年度通則法改正の目的のひとつは、税制大綱によれば、「納税者権利憲章」を策定し「納税者の権利利益の保護の図る趣旨を明確にします。」ということであったが納税者権利憲章の策定は見送られた。

しかし、国税通則法に各種税務手続きの明確化について規定が収集され「国税の調査」が新設された。

税務調査手続き

適用時期

平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する調査

調査手続きの透明性と納税者の予見可能性を高める観点から、明確化・法制化が行われる。

(1) 調査の事前通知

新 義務がある納税者、税理士等に対する事前通知が原則化された
(改正通則法 74 条の 9)

旧 事前通知規定はない(運用上での通知のみ)

運用上での事前通知の省令が法定化され、事前通知が原則化された
ただし、特例としての無予告調査の規定もある

事前通知は「書面」である必要はない

(2) 調査終了時の手続き

①更正等をしない場合

新 是認通知書を交付する(改正通則法 74 条の 11②)

旧 「調査結果のお知らせ」を交付する(運用面での取扱いで対応)

②更正等をすべき場合

新 調査結果等に対する説明義務あり

旧 説明義務はない

調査結果等に対する説明義務規定が設けられた

修正申告書を勧奨することができる(改正通則法 74 条の 11③)

平成 23 年 12 月 2 日以後に法定申告期限等が到来する国税

法定外の手続により非公式に課税庁に対して税額の減額変更を求める「嘆願」という実務慣行を解消するとともに、納税者の救済と課税の適正化とのバランス、制度の簡素化を図るため。

(1) 納税者からの税額の減額の請求（更正の請求）

新 原則、法定申告期限から 5 年（改正通則法 23 条①）※1

旧 原則、法定申告期限から 1 年

請求期間が 1 年から 5 年に延長された。また、偽り等に基づく請求について、罰則規定が制定された。なお、あわせて、当初申告要件がある措置や控除額に制限がある措置の一部が見直され、事後的に是正することができるようになった。

※1…贈与税の更正の請求は 6 年

法人税の純損失等に係るものについて 9 年

更正の請求期間を過ぎた国税の取扱い

平成 23 年 12 月 2 日より前に法定申告期限が到来する国税で、更正の請求に期間を過ぎた課税期間について、増額更正ができる期間内に「更正の申出書」の提出があれば、調査により、その内容を検討して、納めすぎの税金があると認められた場合には、税務署長より減額の更正が行われる。

(2) 課税庁からの税額の増額に係る処分（増額更正）

新 原則、法定申告期限から 5 年（改正通則法 70 条①）※2 ※3 ※4

旧 原則、法定申告期限から 3 年（法人税は 5 年）である

いわゆる増額更正について、更正の請求期間に合わせたものである

法人税の純損失に係るものについて 9 年 現行のとおり

脱税の場合 7 年 現行のとおり

※2…更正の請求の期間の延長に併せて、税務署長が増額更正を行うことができる期間について所得税、消費税など、改正前に 3 年とされていたものが 5 年に延長された。

(3) 課税庁からの税額の減額に係る処分（減額更正）

新 原則、法定申告期限から 5 年 ※3 ※4

旧 原則、法定申告期限から 5 年

※3…贈与税の期間制限については、平成 15 年度税制改正によって他の税目と切り離されて 6 年とされた。

※4…平成 20 年 4 月 1 日以後に終了した事業年度又は連結事業年度において生じた純損失等の金額に係る更正については 9 年に延長される。（平成 23 年 12 月 2 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間における適用については、7 年とする。）

更正の請求、更正とは？

更正の請求

申告した後に実際より多く申告し、税金を納めすぎてしまったことに気付いた場合
納税者は「更正の請求」を行うことによって税金の還付を請求できる。

更正

税務調査などにより申告内容に間違いがあったことが判明した場合に、税務署が正しい税額に改めることを「更正」という。

税額が増える場合を「増額更正」、税金が減る場合を「減額更正」と呼ぶ。